

## 魚津市告示第8号

魚津市建設工事の予定価格等の事後公表試行要領を次のように定める。

平成31年2月18日

魚津市長 村椿 晃

### 魚津市建設工事の予定価格等の事後公表試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、魚津市建設工事条件付き一般競争入札実施要綱（平成19年魚津市告示第75号）の規定により入札に付される工事の一部において、予定価格等の事後公表を試行するにあたり、対象工事、再度入札の方法等その他必要な事項について定めるものとする。

(対象工事)

第2条 予定価格等の事後公表の試行対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額が3,500万円以上（建築一式工事の場合は7,000万円以上）の建設工事とする。

(予定価格の事後公表の時期)

第3条 予定価格は、対象工事の落札者が決定した後、入札結果と併せて公表するものとする。

(入札参加者への周知)

第4条 市長は、対象工事を発注するときは、事後公表の試行を行うことを入札公告において明らかにするものとする。

(再度入札の方法等)

第5条 対象工事の1回目の入札（以下「初度入札」という。）で落札者がいないときは、引き続き再度入札を行うことができる。ただし、初度入札において、全ての入札が無効となった場合は、再度入札を行わない。

2 再度入札を行うときは、再度入札通知書（様式第1号）により、直ちに初度入札の参加者（初度入札が無効となった者（以下「無効入札者」という。）を除く。）に対して通知するものとする。

3 無効入札者は、再度入札に参加ができないものとする。

4 再度入札の方法は、郵便入札とする。

5 再度入札に参加する者が提出する書類は、入札書とする。

6 再度入札の回数は1回とする。

7 再度入札を行っても落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約を締結することができる。

（積算内訳書の事後公表の試行）

第6条 対象工事の予定価格の積算内訳は、落札者決定後に積算内訳書（様式第2号）により公表するものとする。

2 積算内訳書の事後公表は、魚津市役所本庁舎縦覧場所において行う。

（その他）

第7条 この要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び施行令、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び同法施行令（平成13年政令第34号）、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）、魚津市契約規則（平成29年魚津市規則第4号）、入札心得（平成9年11月11日総第617号市長・助役通知）、魚津市建設工事条件付き一般競争入札実施要綱の定めるところによる。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

年 月 日

様

魚津市長

## 再度入札通知書

年 月 日に施行した下記工事の入札については、いずれの入札書も予定価格の制限に達しなかったため、再度入札を行います。

再度入札は、初度入札の最低入札金額未満で入札してください。

再度入札の方法は、初度入札と同様「郵便入札」とします。

再度入札を辞退する場合は、入札書到着期限までに入札辞退届を担当課あて直接提出してください。

### 記

- 1 入札番号 第 号
- 2 工事名
- 3 工事場所 魚津市 地内
- 4 初度入札最低入札金額 円  
(消費税及び地方消費税を含まない)
- 5 提出書類 入札書 1部
- 6 入札書到着期限 年 月 日 ( )  
(魚津郵便局に到着する期限)
- 7 開札日時 年 月 日 ( ) 午前 時 分  
午後
- 8 開札場所
- 9 その他 (1) 再度入札で予定価格に達しないときは、見積徴収を行う場合があります。  
(2) 工事内容及び条件等については、公告済みの内容に変更ありません。

様式第2号（第6条関係）

## 積算内訳書

入札番号 第 \_\_\_\_\_ 号

工事名 \_\_\_\_\_ 工事

工事場所 魚津市 \_\_\_\_\_ 地内

工事価格 \_\_\_\_\_ 円（消費税及び地方消費税を含まない）

工事区分	工種	金額（円）
直接工事費		
共通仮設費計		
現場管理費計		
一般管理費等		
工事価格		